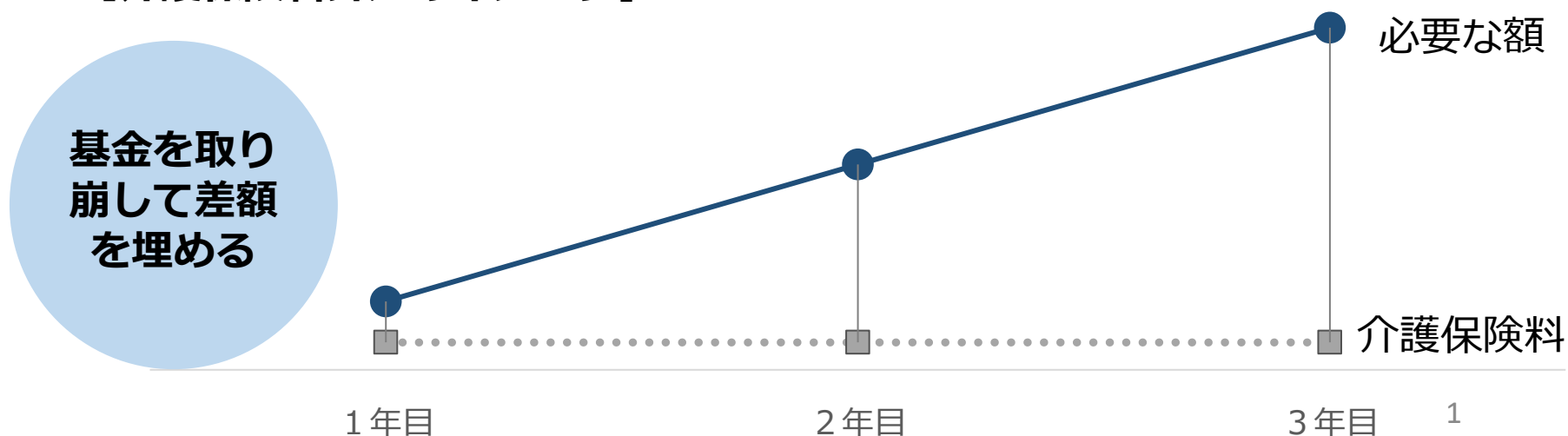


第9期における介護保険料 の算定について

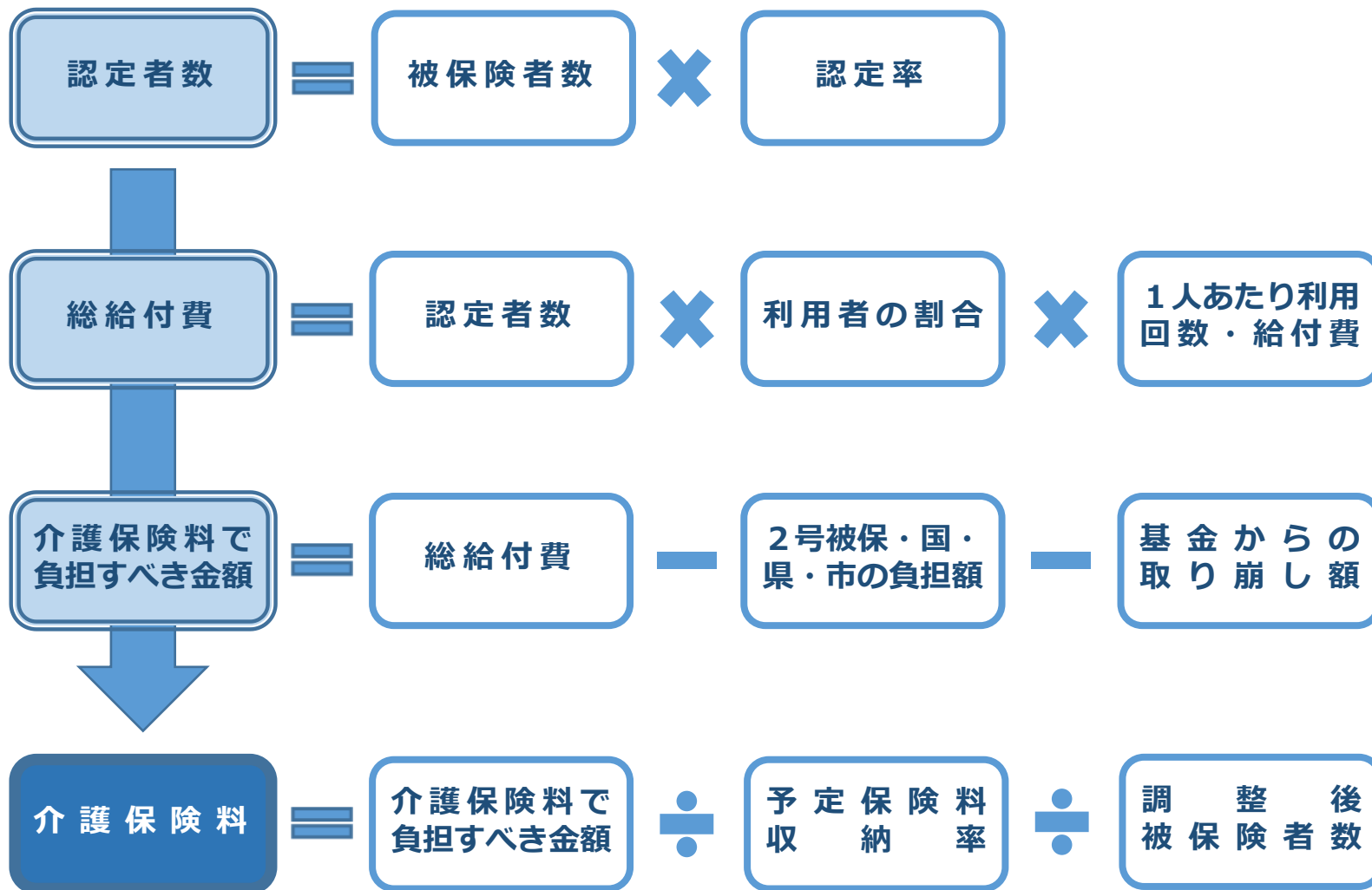
介護保険料とは

- 65歳以上の第1号被保険者が負担する
- 計画期間の3年間の給付見込額の内、第1号被保険者が負担すべき額と均衡がとれるように設定する（3年間同額）
- 全国第1号被保険者と第2号被保険者の人口比により負担割合が決まる（第8期は23%が基準）

【介護保険料算定のイメージ】



介護保険料算定の主な流れ



介護保険料算定の課題

① 所得段階別の負担割合

- ・ 第5, 12～18段階の負担大
- ・ 第8期は第8段階以上の割合↑
- ・ 国基準の見直し

② 基金の取り崩し額

- ・ 第8期末残高見込：34億円
- ・ 基金4億円で約100円↓
- ・ 第10期とのバランス

③ コロナの影響

- ・ 認定者数やサービス利用者数の推計にあたり、直近数年間の実績を参考にしにくい
- ・ 将来的な影響が不透明

④ 第1号被保険者の負担割合

- ・ 1号被保険者と2号被保険者の人口比で決定
- ・ 第8期は23%で据え置き
- ・ 1%で約200円↑

所得段階別の負担割合(国の基準)

第8期 柏市と国の比較

